## 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等

泊発電所3号炉審査資料		
資料番号	資料2-10	
提出年月日	令和5年4月28日	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	全般	改行位置の修正,文字の色塗りの修正(塗り忘れ,色間違い)を実施 (修正箇所のマーキングは未実施)	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.5.0)	とりまとめた資料-2	「設備の相違①」の記載を適正化。また、同様プラントを追記。 (旧) 泊3号炉は、充てんポンプの水源として補助給水ピットは使用できないが、重大事故等対処設備である代替格納容器スプレイポンプにて補助給水ピットを水源とした炉心注水が可能であり、伊方3号炉、玄海3/4号炉と同様である。(新) 泊3号炉は、充てんポンプの水源として補助給水ピットは使用できないが、重大事故等対処設備である代替格納容器スプレイポンプにて補助給水ピットを水源とした炉心注水が可能であり、この設備構成は、伊方3号炉、玄海3/4号炉と同様である。また、充てんポンプ(充てん/高圧注入ポンプ)の水源が燃料取替用水ピット(燃料取替用水タンク)のみである設備構成は、高浜1/2号炉、伊方3号炉、川内1/2号炉及び玄海3/4号炉と同様である。	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.5.0)	とりまとめた資料-3	「設備の相違④」泊欄の記載適正化(下線部参照) (旧) 蒸気発生器 2 次側による <u>炉心</u> 冷却(注水)で使用する設備 (新) 蒸気発生器 2 次側 <u>からの除熱</u> による <u>発電用原子炉の</u> 冷却(注水)で使用する 設備	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	とりまとめた資料-3	「設備の相違⑤」泊欄の記載適正化(下線部参照) (旧) 溶融 <u>デブリ</u> が原子炉容器に残存する場合の格納容器水張り (新) 溶融 <u>炉心</u> が原子炉容器に残存する場合の <u>原子炉</u> 格納容器水張り	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	とりまとめた資料-4	「設備の相違⑥」相違理由欄の記載適正化(下線部参照) (旧) 敦賀2号 <u>機</u> (新) 敦賀2号 <u>炉</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な 措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	とりまとめた資料-4	「設備の相違①」の記載を適正化。 (旧) 泊3号炉は、蓋圧タンクからの注水を作業安全に配慮して実施しないこととしており、この方針は川内1/2号炉と同様である。なお、泊3号炉の停止時有効性評価では、全交流動力電源喪失時において、代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水にて炉心損傷防止を図ることとしており、伊方3号炉、玄海3/4号炉と同様である。(新) 泊3号炉は、作業安全への万一の影響に配慮して蓄圧タンクからの注水を実施しない方針としており、この方針は川内1/2号炉と同様である。なお、泊3号炉の停止時有効性評価では、全交流動力電源喪失時において、代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水にて炉心損傷防止を図ることとしており、この方針は伊方3号炉、玄海3/4号炉と同様である。	
7	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	とりまとめた資料-4	「設備の相違⑨」泊欄の記載適正化(下線部参照) (旧) 切替え (新) 切り替え	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	とりまとめた資料-4	「設備の相違⑨」相違理由欄の記載適正化(下線部参照) (旧) 切り替え (新) 切替え	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	とりまとめた資料-5	「設備の相違⑫」に同様プラントを記載。 原子炉容器内への注水量を重大事故等対処設備及び自主対策設備の監視計器 により確認するのは、美浜3号炉と同様である。	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	とりまとめた資料-6	「設備の相違③」泊欄の記載適正化(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる <u>代替炉心注水</u> (新) 代替格納容器スプレイポンプによる <u>原子炉容器への</u> 注水	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	とりまとめた資料-6	「設備の相違⑮」の相違理由欄の誤記訂正 (旧) (新),	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	とりまとめた資料-6	「設備の相違⑮」の泊欄の記載適正化(下線部参照) (旧) 電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる <u>代替炉心</u> 注水 (新) 電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる <u>原子炉容器への</u> 注水	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	とりまとめた資料-8	「運用の相違③」の泊欄及び相違理由欄の記載適正化(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる <u>代替炉心</u> 注水 (新) 代替格納容器スプレイポンプによる <u>原子炉容器への</u> 注水	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	とりまとめた資料-8	技術的能力1.4ヒアリングコメント反映 「運用の相違③」の相違理由欄に同様プラントを記載。 「1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下しない場合」を代替 炉心注水の作業着手の判断基準として考慮する方針は、川内1/2号炉、玄海 3/4号炉と同様である。	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	とりまとめた資料-8	「運用の相違④,⑤」の大飯欄,泊欄の脱字訂正(下線部参照) (旧) 運転停止中におけ炉心注水の優先順位 (新) 運転停止中におけ <u>る</u> 炉心注水の優先順位	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.5.0)	とりまとめた資料-8	「運用の相違⑤」の泊欄の記載適正化(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプよる <u>炉心注水</u> ができない場合に, (新) 代替格納容器スプレイポンプよる <u>原子炉容器への</u> 注水ができない場合に,	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
177	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	とりまとめた資料-8	「運用の相違⑤」の相違理由欄の記載適正化 (旧) 泊3号炉は、代替非常用発電機により電源を回復させ、重大事故等対処設備である代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水にて確実に原子炉容器へ注水する手順を第1優先とする。なお、燃料取替用水ピット(重力注水)による原子炉容器への注水は、代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水ができない場合に実施する手順としており、代替非常用発電機からの給電後となることから、中央制御室で注水に必要な電動弁の開操作を実施する。 (新) 泊3号炉は、常設代替交流電源設備により電源を回復させ、重大事故等対処設備である代替格納容器スプレイポンプにより確実に原子炉容器へ注水する手順を第1優先とする。なお、燃料取替用水ピット(重力注水)による原子炉容器への注水は、代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水ができない場合に実施する手順としており、常設代替交流電源設備からの給電後となることから、中央制御室で注水に必要な電動弁の開操作を実施する。	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	とりまとめた資料−9 とりまとめた資料−13	「記載方針の相違①」の泊欄及び「相違識別の省略」の相違理由欄の誤記訂正(下線部参照) (旧) (第1.4.1 表 <u>~第1.4.6 表</u> ) (新) (第1.4.1 表)	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	とりまとめた資料-11	技術的能力1.4ヒアリングコメント反映 【代替再循環運転に使用する設備】の格納容器サンプ及び格納容器再循環サンプの取水号機を明確にしていたが、先行PWRの記載を踏襲したことで相違が無くなったため、削除。	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	とりまとめた資料-11	泊欄の記載適正化(下線部参照) (旧) SR炉停止時中性子東高警報 (新) SR炉停止時中性子東高警報	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	とりまとめた資料-11	設備名称の変更反映 (下線部参照) (旧) 格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (新) <u>可搬型温度計測装置 (</u> 格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 <u>)</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	とりまとめた資料-11	泊欄の記載を適正化(下線部参照) (旧) 【格納容器内への注水量の記載】 「・・・注水量が、炉心発熱有効長上端位置から0.5m下まで注水されたことを格納容器水位等により確認すれば原子炉への注水を停止する。」(新) 【原子炉格納容器内への注水量の記載】 「・・・注水量が、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さまで注水されたことを格納容器水位等により確認すれば原子炉への注水を停止する。」	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力パウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	とりまとめた資料-11	技術的能力1.4ヒアリングコメント反映 【原子炉格納容器内への注水量の記載】の相違理由欄を適正化。 (旧) ・泊3号炉は、格納容器注水の運用管理上の上限レベルを記載しているが、格納容器内の重要機器及び重要計器が水没しない高さであることに相違なし。 (新) ・大飯3/4号炉は、原子炉格納容器内への注水量上限について、格納容器内自然対流冷却を成立させ、格納容器圧力計を水没させずに残存溶融炉心の冷却ができる原子炉格納容器内の水位を注水量の上限に設定している。 ・泊3号炉は、原子炉格納容器内への注水量上限について、格納容器内自然対流冷却を成立させ、監視に影響のない一部の格納容器圧力計の水没を考慮しても残存溶融炉心の冷却ができる原子炉格納容器内の水位を注水量の上限に設定している(川内1/2号炉、高浜3/4号炉、美浜3号炉及び伊方3号炉と同様)。 ・泊3号炉の記載表現は、監視に影響のない一部の格納容器圧力計の水没を考慮しているプラントのうち、美浜3号炉の記載と同様(美浜3号炉の設備名称は「格納容器循環冷暖房ユニット」)。 ・格納容器内自然対流冷却を成立させ、残存溶融炉心の冷却ができる水位を原子炉格納容器内への注水量上限に設定している観点では大飯3/4号と相違はない。	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-13	記載適正化(下線部参照) (新) 添付資料1.4.17 原子炉格納容器内 <u>の</u> 冷却状況の原子炉格納容器外温度計で の確認について	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-9	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-13	記載適正化(下線部参照) (旧) 添付資料1.4.18 炉心損傷時における <u>C/V</u> 破損防止等操作について (新) 添付資料1.4.18 炉心損傷時における <u>原子炉格納容器</u> 破損防止等操作について	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-9	同上	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4–13	以下の記載を適正化する。(下線部参照) (旧) 添付資料1.4.22 発電用原子炉停止中の全交流動力電源喪失土原子炉補機冷 却機能喪失時の発電用原子炉の冷却手段 (新) 添付資料1.4.22 発電用原子炉停止中の全交流動力電源喪失又は原子炉補機 冷却機能喪失時の発電用原子炉停止中の全交流動力電源喪失又は原子炉補機 冷却機能喪失時の発電用原子炉の冷却手段	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-9	同上	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-13	添付資料の新規追加(添付資料1.4.26以降,添付No.繰上げ) (新) 添付資料1.4.26 代替格納容器スプレイポンプにおける優先順位の考え方及 び他の機器への相互の悪影響について	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1.4-10	同上	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-16	記載適正化(下線部参照) (旧) 原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態において,発電用原子炉を冷却し 炉心の著しい損傷 <u>及び原子炉格納容器の破損</u> を防止するための設計基準事故 対処設備として,以下を設置している。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-12	同上	
34	1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.5.0)	1. 4-17	誤記訂正 (下線部参照) (旧) (第1.4.1図 <u>~第1.4.4 図</u> ) (新) (第1.4.1図)	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.5.0)	1. 4-12	同上	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4- 18, 46, 49, 50, 51, 53, 56, 57, 60, 67, 70, 71, 7 2, 73, 82, 85, 87, 88, 89, 213, 221, 222, 223, 2 24, 225, 227, 229, 232, 233, 234, 296, 297		
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4- 13, 36, 38, 39, 41, 43, 44, 45, 48, 53, 54, 55, 56, 64, 66, 68, 69, 199, 207, 208, 209, 210, 2 11, 213, 215, 218, 219, 220, 281, 282	同上	
38	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力パウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-19	高圧注入ポンプによる高圧再循環運転に使用する設備を追加 (新) ほう酸注入タンク	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
39	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-14	同上	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-20	誤記訂正 (下線部参照) (旧) <u>非常用炉心冷却設備 (</u> 余熱除去 <u>系)</u> 配管・弁 (新) 余熱除去 <u>設備</u> 配管・弁	
41	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-14	同上	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-20	記載の適正化(下線部参照) (旧) なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備、対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備と整備する手順等について(新) なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備、対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備と整備する手順について	
43	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-15	同上	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-21	記載の適正化(下線部参照) (新) 機能喪失原因対策分析の結果、フロントライン系故障として設計基準事故対 処設備である余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ、燃料取替用水ピット、余熱 除去冷却器又は余熱除去ポンプ再循環サンプ側入口弁の故障 <u>等</u> を想定する。	
45	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-15	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-21	記載の適正化(下線部参照) (新) 設計基準事故対処設備である余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプ又は燃料取替用水ピットの故障等により	
47	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4–15, 16	同上	
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-21, 22	記載の適正化(下線部参照) (旧) 余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプ又は燃料取替用水ピットの故障 (新) 余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプ又は燃料取替用水ピットの故障等	
49	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4–15, 16	同上	
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-26	記載の適正化(下線部参照) (旧) 余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障 (新) 余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等	
51	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-20	同上	
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-27	記載の適正化(下線部参照) (旧) 余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障 (新) 余熱除去ポンプ, 余熱除去冷却器又は余熱除去ポンプ再循環サンプ側入口弁の故障等	
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1.4-21	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)		技術的能力1.4ヒアリングコメント反映 泊3号炉欄の記載について,以下を適正化する。(下線部参照) (旧) <u>• A(B)</u> — 格納容器再循環サンプ <u>• A(B)</u> — 格納容器再循環サンプスクリーン (新) • 格納容器再循環サンプ ・格納容器再循環サンプ	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4- 21, 23, 28, 30, 31, 52, 56, 63, 67, 68, 202, 204 , 205, 213, 217, 220	同上	
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-31	再循環運転で使用する設備の誤記訂正及び設備を追記(下線部参照) (旧) 1 次冷却設備及び原子炉容器,原子炉補機冷却設備及び非常用直流電源設備は重大事故等対処設備(設計基準拡張)として位置付ける。 (新) 1 次冷却設備 <u>原子</u> 炉容器,原子炉補機冷却設備 <u>非常用取水設備</u> 及び非常用 <u>交</u> 流電源設備は重大事故等対処設備(設計基準拡張)として位置付ける。	
57	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-23	同上	
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-31	代替再循環運転に使用する設備を追記 (新) 充てんポンプ 非常用取水設備	
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-23	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化內容	備考
60	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.5.0)	1.4-31	記載表現の適正化(下線部参照) (旧) これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備をすべて網羅されている。(新) これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備がすべて網羅されている。	
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-24	同上	
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1.4-31	記載表現の適正化(下線部参照) (旧) 以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備である余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプ又は燃料取替用水ピットが故障した場合においても、発電用原子炉を冷却することができる。 (新) 以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備による原子炉容器への注水機能が故障した場合においても、発電用原子炉を冷却することができる。	
63	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1.4-24	同上	
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-40	誤記訂正(下線部参照) (旧) <u>ii</u> . 重大事故等対処設備と自主対策設備 (新) <u>iv</u> . 重大事故等対処設備と自主対策設備	
65	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1.4-30	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-41	記載表現の修正(下線部参照) (旧) また、以下の設備は、それぞれに示す理由から自主対策設備と位置づける。(新) また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。	
67	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-31	同上	
68	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-40, 88	代替再循環運転に使用する設備のうち,重大事故等対処設備(設計基準拡張)に記載の「可搬型大型送水ポンプ車」を削除し適正化した。(下線部参照) (旧)可搬型大型送水ポンプ車	
69	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-31, 68	同上	
70	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-40	代替再循環運転に使用する設備を追加 (新) 非常用炉心冷却設備(高圧注入系)配管・弁	
71	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-31	同上	
72	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-41	復旧で使用する設備に流路を追加(下線部参照) (新) A-高圧注入ポンプ,A-安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離 弁,ほう酸注入タンク,格納容器再循環サンプ,格納容器再循環サンプスク リーン,非常用炉心冷却設備 配管・弁,非常用炉心冷却設備(高圧注入 系)配管・弁,原子炉補機冷却設備(原子炉補機冷却水設備)配管・弁,1 次冷却設備及び原子炉容器	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
73	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-31	同上	
74	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-45, 49, 50, 59, 60, 64, 65, 66, 69, 70	記載の適正化(下線部参照) (旧) 設計基準事故対処設備である余熱除去ポンプの故障 (新) 設計基準事故対処設備である余熱除去ポンプの故障等	
75	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-36, 38, 47, 48, 51, 52, 54, 55	同上	
76	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.5.0)	1. 4–57, 72, 73, 88, 180	対応手段名称の適正化(下線部参照) (旧) 蒸気発生器2次側による <u>炉心</u> 冷却(注水) 蒸気発生器2次側による <u>炉心</u> 冷却(蒸気放出) (新) 蒸気発生器2次側 <u>からの除熱</u> による <u>発電用原子炉の</u> 冷却(注水) 蒸気発生器2次側 <u>からの除熱</u> による <u>発電用原子炉の</u> 冷却(蒸気放出)	
77	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-45, 56, 69, 162	同上	
78	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-58	記載の適正化(下線部参照) (旧) 以上の重大事故等対処設備により、全交流動力電源喪失した場合においても、発電用原子炉を冷却することができる。(新) 以上の重大事故等対処設備により、全交流動力電源喪失 <u>又は原子炉補機冷却機能喪失</u> した場合においても、発電用原子炉を冷却することができる。	
79	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-45	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
80	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4–76	誤記訂正 (下線部参照) (旧) <u>非常用</u> 交流電源設備 (新) <u>常設代替</u> 交流電源設備	
81	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-60	同上	
82	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1.4-72	代替炉心注水及び再循環運転に使用する設備を追加 (新) 非常用取水設備	
83	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4–56	同上	
84	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-73	記載の適正化(下線部参照) (旧) 設計基準事故対処設備である余熱除去ポンプ <u>又は余熱除去冷却器が故障</u> した場合においても、発電用原子炉を冷却することができる。 (新) 設計基準事故対処設備である余熱除去ポンプ <u>の</u> 故障 <u>等で崩壊熱除去機能が喪失</u> した場合においても、発電用原子炉を冷却することができる。	
85	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4–57	同上	
86	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-89	復旧で使用する設備に流路を追加(下線部参照) (新) A - 高圧注入ポンプ, 格納容器再循環サンプ, 格納容器再循環サンプスクリーン, A - 安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁, ほう酸注入タンク, 非常用炉心冷却設備 配管・弁,非常用炉心冷却設備(高圧注入系)配管・弁,原子炉補機冷却設備(原子炉補機冷却水設備)配管・弁,1次冷却設備,原子炉容器,電動補助給水ポンプ,補助給水ピット,蒸気発生器,2次冷却設備(給水設備)配管及び2次冷却設備(補助給水設備)配管・弁	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
87	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-69	同上	
88	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1.4-91	誤記訂正 (下線部参照) (旧) (第1.4.1 表 <u>~第1.4.6 表</u> ) (新) (第1.4.1 表)	
89	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-71	同上	
90	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-92	誤記訂正 (下線部参照) (旧) (第1.4.7表, 第1.4.8表) (新) (第1.4.2表, 第1.4.3表)	
91	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-72	同上	
92	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-94, 96, 112, 164, 165, 182	<ul><li>記載の適正化(下線部参照)</li><li>(旧)</li><li>B - 格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS連絡ライン使用)</li><li>(新)</li><li>B - 格納容器スプレイポンプ</li></ul>	
93	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-76, 79, 95, 146, 147, 163	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
94	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-100	脱字修正(下線部参照) (旧) ② 運転員(中央制御室) A及び運転員(現場) Bは、中央制御室及び現場で消火ポンプ起動のための駆動源や水源が確保されていることを確認して系統構成を実施する。(新) ② 運転員(中央制御室) A、運転員(現場) B及び運転員(現場) Cは、中央制御室及び現場で消火ポンプ起動のための駆動源や水源が確保されていることを確認して系統構成を実施する。	
95	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-85	同上	
96	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4- 104, 107, 110, 128, 129, 130, 167, 168, 169, 1 88, 189	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水手段の作業時間(操作の成立性)について、以下のとおり修正した。 (旧)海水:250分,代替給水ピット:180分,原水槽:225分(新)海水:260分,代替給水ピット:185分,原水槽:235分	
97	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4- 89, 92, 93, 108, 109, 151, 152, 153, 170, 171, 172	同上	
98	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-117, 118, 140, 141	技術的能力1.4ヒアリングコメント反映 記載の適正化 (旧) 炉心発熱有効長上端位置から0.5m下 (新) 格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の 高さ	
99	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-98, 121, 127	同上	
100	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-118	誤字修正(下線部参照) (旧) 上記の操作は,運転員(中央制御室)1名 <u></u> 運転員(現場)1名 <u>及び災害対策要員1名</u> にて実施する。 (新) 上記の操作は,運転員(中央制御室)1名 <u>及び</u> 運転員(現場)1名にて実施する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
101	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-99	同上	
102	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な 措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4–122, 134, 136, 184, 185, 198, 202	記載の適正化(下線部参照) (旧) B - 充てんポンプ <u>(自己冷却)</u> (新) B - 充てんポンプ	
103	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な 措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4–102, 103, 114, 117, 168, 169, 179, 183	同上	
104	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	全般	記載の適正化(下線部参照) (旧) ○. 操作の成立性 ○○操作は、運転員(中央制御室)○名及び運転員(現場)○名により作業を実施した場合・・・(新) ○. 操作の成立性 上記の操作は、運転員(中央制御室)○名及び運転員(現場)○名により作業を実施した場合・・・	
105	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4–104, 107, 110, 114, 124, 126, 133, 205	記載の適正化(下線部参照) (旧) 円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。 (新) 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡競備を整備する。	
106	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-90, 92, 94, 96, 105, 107, 112, 187	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
107	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-104	記載の適正化(下線部参照) (旧) 定格負荷運転時における <u>燃料補給</u> 間隔を目安に燃料補給を実施する。 (燃料補給しない場合・・・ (新) 定格負荷運転時における給 <u>油</u> 間隔を目安に燃料 <u>の</u> 補給を実施する。 (燃料 <u>を</u> 補給しない場合・・・	
108	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-89	同上	
109	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-105, 168	記載の適正化(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプの故障等により、原子炉容器への注水を代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量等にて確認できない場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する場合に・・・(新) 代替格納容器スプレイポンプの故障等により、原子炉容器への注水を代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量等にて確認できない場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要すると判断し・・・	
110	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-90, 152	同上	
111	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4–108, 168	記載の適正化(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプの故障等により,原子炉容器への注水を代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量等にて確認できない場合において,海水の取水ができない場合に・・・(新) 代替格納容器スプレイポンプの故障等により,原子炉容器への注水を代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量等にて確認できない場合において,海水の取水ができない <u>と判断し</u> ・・・	
112	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-92, 152	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化內容	備考
113	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4–118, 135, 141, 157, 179, 201	誤記訂正(下線部参照) (旧) 第1.4 <u>-</u> 40図 (新) 第1.4 <u>.</u> 40図	
114	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4–100, 117, 127, 141, 161, 182	同上	
115	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4–119, 136, 158, 181, 202, 203	記載の適正化(下線部参照) (新) 切替 <u>え</u>	
116	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4–101, 117, 141, 162, 183, 184	同上	
117	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-121	記載の適正化(下線部参照) (旧) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失において・・・ (新) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時において・・・	
118	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-102	同上	
119	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4–128, 188	記載の適正化(下線部参照) (旧) B-格納容器スプレイポンプ(自己冷却)(RHRS-CSS連絡ライン使用)の故障等により、原子炉容器への注水をB-格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する場合に・・・(新) B-格納容器スプレイポンプ(自己冷却)(RHRS-CSS連絡ライン使用)の故障等により、原子炉容器への注水をB-格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要すると判断し・・・	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
120	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4–108, 171	同上	
121	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4–129, 189	記載の適正化(下線部参照) (旧) B-格納容器スプレイポンプ(自己冷却) (RHRS-CSS連絡ライン使用)の故障等により、原子炉容器への注水をB-格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合において、海水の取水ができない場合・・・(新) B-格納容器スプレイポンプ(自己冷却) (RHRS-CSS連絡ライン使用)の故障等により、原子炉容器への注水をB-格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合に、海水の取水ができないと判断し・・・	
122	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4–109, 171	同上	
123	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-132	記載の適正化(下線部参照) (旧) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転による原子炉容器への注水を行い・・・ 泊3号炉欄の記載について、以下の誤記を修正する。(下線部参照) (新) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転により原子炉容器への注水を行い・・・	
124	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-111	同上	
125	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-137	記載の適正化(下線部参照) (新) 原子炉格納容器下部 <u>への</u> 注水	
126	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-119	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
127	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4–138	記載の適正化(下線部参照) (旧) <u>8</u> Vo1% (新) <u>8</u> Vo1%	
128	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-119	同上	
129	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4–139	記載の適正化(下線部参照) (旧) i. 手順着手の判断基準 炉心の著しい損傷,溶融が発生した場合に,格納容器圧力と温度の上昇又は 格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度等の温度差の変化により原子炉 格納容器内が過熱状態であると判断した場合。 (新) i. 手順着手の判断基準 炉心の著しい損傷,溶融が発生した場合に,原子炉格納容器圧力と温度の上 昇又は可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度) 等の温度差の変化により原子炉格納容器内が過熱状態であると判断した場 合。	
130	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-119	同上	
131	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-142	誤記訂正 (下線部参照) (旧) 原子炉格納容器圧力 <u>及び</u> 格納容器内高レンジエリアモニタ等により,原子炉 格納容器圧力の推移及び周辺放射線量の影響を監視し・・・ (新) 原子炉格納容器圧力 <u>格納容器内高レンジエリアモニタ等により</u> ,原子炉格 納容器圧力の推及び周辺放射線量の影響を監視し・・・	
132	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-128	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
133	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-145	記載の適正化(下線部参照) (旧) 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプの故障等により,蒸気発生器への注水を補助給水流量等 <u>により</u> 確認できない場合。 (新) 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプの故障等により,蒸気発生器への注水を補助給水流量等 <u>で</u> 確認できない場合。	
134	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4–131	同上	
135	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-146, 175	記載の適正化(下線部参照) (旧) 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプの故障等により、蒸気発生器への注水を補助給水流量等により確認できない場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する場合に・・・(新) 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプの故障等により、蒸気発生器への注水を補助給水流量等で確認できない場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要すると判断し・・・	
136	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-131, 157	同上	
137	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4–147, 176	記載の適正化(下線部参照) (旧) 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプの故障等により、蒸気発生器への注水を補助給水流量等により確認できない場合において、海水の取水ができない場合に・・・ (新) 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプの故障等で、蒸気発生器への注水を補助給水流量等により確認できない場合において、海水の取水ができないと判断し・・・	
138	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4–132, 158	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
139	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4–148, 149, 150, 160, 172, 177, 179	記載の適正化(下線部参照) (旧) 余熱除去設備 <u>の</u> 崩壊熱除去機能が喪失し (新) 余熱除去設備 <u>による</u> 崩壊熱除去機能が喪失し	
140	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4–133, 134, 135, 142, 155, 158, 160	同上	
141	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4–136, 175	記載の適正化(下線部参照) (旧) タービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプの故障等により、蒸気発生器への注水を補助給水流量等 <u>により</u> 確認できない場合。 (新) タービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプの故障等により、蒸気発生器への注水を補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプの故障等により、蒸気発生器への注水を補助給水流量等 <u>で</u> 確認できない場合。	
142	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4–152, 194	同上	
143	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-152, 194	記載の適正化(下線部参照) (旧) タービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプの故障等により、蒸気発生器への注水を補助給水流量等 <u>により</u> 確認できない場合。 (新) タービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプの故障等により、蒸気発生器への注水を補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプの故障等により、蒸気発生器への注水を補助給水流量等 <u>で</u> 確認できない場合。	
144	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-136, 175	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
145	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4–153, 195	記載の適正化(下線部参照) (旧) タービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプの故障等により、蒸気発生器への注水を補助給水流量等により確認できない場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する場合に・・・(新) タービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプの故障等により、蒸気発生器への注水を補助給水流量等で確認できない場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要すると判断し・・・	
146	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-137, 176	同上	
147	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4–154, 196	記載の適正化(下線部参照) (旧) タービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプの故障等により、蒸気発生器への注水を補助給水流量等 <u>により</u> 確認できない場合において、海水の取水ができない場合に・・・ (新) タービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプの故障等により、蒸気発生器への注水を補助給水流量等 <u>で</u> 確認できない場合において、海水の取水ができない <u>と判断し</u> ・・・	
148	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4–137, 177	同上	
149	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4–155, 156, 192, 197, 198	記載の適正化(下線部参照) 修正例 (旧) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時,余熱除去設備の崩壊熱除去機能が喪失し・・・ (新) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により,余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し・・・	
150	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4–138, 139, 174, 177, 178	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
151	1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.5.0)	1. 4-160	記載の適正化(下線部参照) (旧) 充てんポンプにより燃料取替用水ピット水を <u>発電用</u> 原子炉へ注水する。 (新) 充てんポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉 <u>容器</u> へ注水する。	
152	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-142	同上	
153	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4–165	誤記訂正(下線部参照) (旧) iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員(中央制御室)1名、運転員(現場) <u>1</u> 名及び災害対策要員1名により作業を実施した場合、作業開始を判断してから代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水開始まで35分以内で可能である。 (新) iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員(中央制御室)1名、運転員(現場) <u>2</u> 名及び災害対策要員1名により作業を実施した場合、作業開始を判断してから代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水開始まで35分以内で可能である。	
154	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-148	同上	
155	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4–174	誤記訂正 (下線部参照) (旧) iii. 操作の成立性 SG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水操作は,運転員 (中央制御室) 1名,運転員 (現場) 1名及び災害対策要員1名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで60分以内で可能である。 (新) iii. 操作の成立性 SG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水操作は,運転員 (中央制御室) 1名,運転員 (現場) 2名及び災害対策要員1名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで60分以内で可能である。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
156	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-156	同上	
157	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4–157	技術的能力1.4ヒアリングコメント反映 i. 手順着手の判断基準の相違理由欄に同様プラント(川内1/2号炉及び玄海3/4号炉)を追記	
158	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-180	記載の適正化(下線部参照) (旧) 切 <u>り</u> 替え (新) 切替え	
159	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-161	同上	
160	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-182	記載の適正化(下線部参照) (旧) 切替え (新) 切り替え	
161	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4–163	同上	
162	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-183	記載の適正化(下線部参照) (旧) 発電用原子炉停止中に全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能 <u>が</u> 喪失 し、余熱除去設備 <u>の</u> 崩壊熱除去機能が喪失し・・・ (新) 発電用原子炉停止中に全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失 <u>により</u> 、余熱除去設備 <u>による</u> 崩壊熱除去機能が喪失し・・・	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
163	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-165	同上	
164	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-204	記載の適正化(下線部参照) (旧) 発電用原子炉停止中に全交流動力電源喪失等により余熱除去設備 <u>の</u> 崩壊熱除去機能が喪失し・・・ (新) 発電用原子炉停止中に全交流動力電源喪失 <u>又は原子炉補機冷却機能喪失</u> により <u></u> 余熱除去設備 <u>による</u> 崩壊熱除去機能が喪失し・・・	
165	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-186	同上	
166	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-205	記載の適正化(下線部参照) (旧) SR炉停止時中性子東高警報 (新) SR炉停止時中性子東高警報	
167	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-186	同上	
168	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-206	記載の適正化(下線部参照) (旧) 自動起動信号(原子炉圧力低と加圧器水位低の一致 <u>又は</u> 原子炉圧力異常低 <u>,</u> 原子炉格納容器圧力高) (新) 自動起動信号(原子炉圧力低と加圧器水位低の一致 <u>,</u> 原子炉圧力異常低 <u>又は</u> 原子炉格納容器圧力高)	
169	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4–188	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
170	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-211	記載の適正化(下線部参照) (新) <u>原子炉</u> 格納容器下部への注水	
171	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-194	同上	
172	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-212	記載の適正化(下線部参照) (新) <u>発電用原子炉</u> 停止中	
173	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-195	同上	
174	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-213, 215	第1.4.1表(1/22), (3/22) 設備の追記 高圧注入ポンプによる高圧再循環運転の手段に流路として使用する設備として「ほう酸注入タンク」を追記した。	
175	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4–199, 201	同上	
176	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.5.0)	1. 4-213, 296	第1.4.1表 (1/22)  余熱除去ポンプによる発電用原子炉からの除熱の設備名称誤記訂正 (下線部参照) (旧) 非常用炉心冷却設備 (余熱除去系) 配管・弁(新) <u>余熱除去設備</u> 配管・弁また,第1.4.3表に記載している設備名称も同様に修正した。	
177	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1.4-199, 281	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化內容	備考
178	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-214, 224, 227, 234	第1.4.1表 (2/22) 以降全般 設備分類の記載適正化。 技術的能力1.4の重大事故等対処設備を用いた対応手段における設備の分類において,「b.37条に適合する重大事故等対処設備」を記載していた手段について,有効性評価にて期待する設備である場合「a,b」,期待しない設備である場合「a」として適切に修正した。 【修正例】 代替格納容器スプレイポンプによる発電用原子炉の冷却 重大事故等対処設備,重大事故等対処設備(設計基準拡張) 「a,b」から「a」へ修正 合わせて,設備の記載順序を入れ替えした。	
179	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-200, 210, 213, 220	同上	
180	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-230	第1.4.1表 (18/22) 燃料取替用水ピットからの重力注水による発電用原子炉の冷却に使用する電源設備の記載適正化 (旧) 非常用交流電源設備 (新) 常設代替交流電源設備	
181	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-216	同上	
182	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-221~280	第1.4.2表 監視計器一覧全般 泊の内容を分割して記載していた箇所があったため、分割しないよう記載方 法を見直した。 また、合わせて相違理由の記載適正化を図った。	
183	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-296	第1.4.3表 設備名称誤記訂正 (旧) <u>非常用炉心冷却設備(余熱除去系)</u> 配管・弁 (新) <u>余熱除去設備</u> 配管・弁	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
184	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-281	同上	
185	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4–296, 297	第1.6.3表 給電対象設備 記載の適正化  ・余熱除去設備ポンプ及び非常用炉心冷却設備(低圧注入系)ポンプの給電元母線の記載適正化(下線部参照) (旧)6-A非常用高圧母線,6-B非常用高圧母線 (新)4-A1非常用高圧母線,4-B1非常用高圧母線  ・代替格納容器スプレイポンプの給電元母線の記載適正化(下線部参照) (旧)6-A非常用高圧母線,6-B非常用高圧母線 (新)代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤	
186	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-281, 282	同上	
187	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-300	概要図(第1.4.2図)に記載していた設備名称の記載適正化(下線部参照)         (旧) A         (新) A <u> </u>	
188	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-291	同上	
189	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4–306, 310, 312, 325, 338	概要図(第1.4.8図,第1.4.12図,第1.4.14図,第1.4.24図,第1.4.36図)凡例の記載内容充実 ・空気作動弁 を凡例に追加した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化內容	備考
190	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4–298, 302, 304, 320, 335	同上	
191	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-309, 311, 313	タイムチャート 第1.4.11図,第1.4.13図,第1.4.15図 可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水タイムチャートの記載の 適正化 ・作業手順見直しに伴う時間バーの長さを変更。 ・海水水源の想定時間を250分から260分を ・代替給水ピット水源の想定時間を180分から185分へ変更。 ・原水槽水源の想定時間を225分から235分へ変更。	
192	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-301, 303, 305	同上	
193	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-314	概要図(第1.4.16図) 記載の適正化 高圧注入ポンプによる高圧再循環において、A、Bー高圧注入ポンプ出口連絡弁を「閉」とし注水ラインをB側も太線となるよう修正した。	
194	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-306	同上	
195	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1.4-318, 320	概要図(第1.4.20図(1/2), 第1.4.21図(1/2))凡例の記載内容充実 ・空気作動弁(ポジショナ付) ・オリフィス	
196	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1.4-312, 314	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
197	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1.4-318, 320	概要図(第1.4.20図(1/2), 第1.4.21図(1/2))図中の弁に名称を追記した。 ・充てん流量制御弁	
198	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1.4-312, 314	同上	
199	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-319	概要図(第1.4.20図(2/2))弁名称の記載適正化(下線部参照) (旧) <u>充てんライン流量</u> 制御弁 (新) <u>充てん流量制</u> 御弁	
200	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-312	同上	
201	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-316	相違理由の記載適正化(下線部参照) (旧) 【大飯】設備の相違(相違理由 <u>®</u> ) (新) 【大飯】設備の相違(相違理由 <u>⑥</u> )	
202	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-322	概要図(第1.4.22図(1/2)) 凡例の記載内容充実 ・水位計 ・オリフィス 凡例から記載削除 ・空気作動弁(ポジショナ付)	
203	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-317	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
204	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-322	<ul> <li>概要図(第1.4.22図(1/2)) に記載していた設備名称の記載適正化(下線部参照)</li> <li>(旧) A</li> <li>(新) A <u> </u></li></ul>	
205	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-317	同上	
206	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-322	概要図(第1.4.22図(1/2))記載の適正化 充てんポンプ自己冷却ライン拡大図の中にある,充てんポンプ入口ベントラインと充てんポンプ入口ラインが接続しているように図示していたが,実際には接続されていないことから,配管が交わらないように記載を修正した。	
207	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-317	同上	
208	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-329	タイムチャート 第1.4.27図 記載の適正化 運転員 (現場) B,Cの2つ目のバー「移動,系統構成」について 3つ目のバー「通水操作」と連続して行う操作であることから、記載位置を 変更した。	
209	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-323	同上	
210	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-330	タイムチャート 第1.4.28図 脱字訂正(下線部参照) (旧)格納容器隔離弁閉止操作 (新) <u>原子炉</u> 格納容器隔離弁閉止操作	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
211	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4–325	同上	
212	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1.4-333, 334, 335, 336	概要図 第1.4.31図, 第1.4.32図, 第1.4.33図, 第1.4.34図 記載の適正化 (下線部参照)  (旧) 本手順は「中央制御室からの遠隔操作が可能であり、通常の運転操作により対応する」手順であることから操作順序を示す。  (新) 本手順は「中央制御室からの遠隔操作が可能であり、通常の運転操作により対応する」手順であることから操作順序を示す。	
213	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1.4-328, 329, 330, 331	同上	
214	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-343	フローチャート 第1.4.40図 記載適正化(下線部参照) (旧) 1 系列 (新) 1 系統	
215	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-340	同上	
216	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4-343	重大事故等時の対応手段選定フローチャート (第1.4.40図 (1/21)) 設備名称誤記訂正 (下線部参照) (旧) 再循環サンプスクリーン (新) <u>格納容器</u> 再循環サンプスクリーン	
217	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4-340	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
218	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.5.0)	1. 4- 345, 348, 351, 353, 355, 357, 359, 361, 363	重大事故等時の対応手段選定フローチャート (第1.4.40図 (3/21,6/21,8/21,9/21,11/21,13/21,15/21,17/21,19/21,21/21) ) アクセスルート復旧作業見直しに伴い、フローチャートの記載を適正化した。	
219	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104-9 r.5.0)	1. 4- 341, 343, 346, 348, 351, 353, 355, 357, 359	同上	